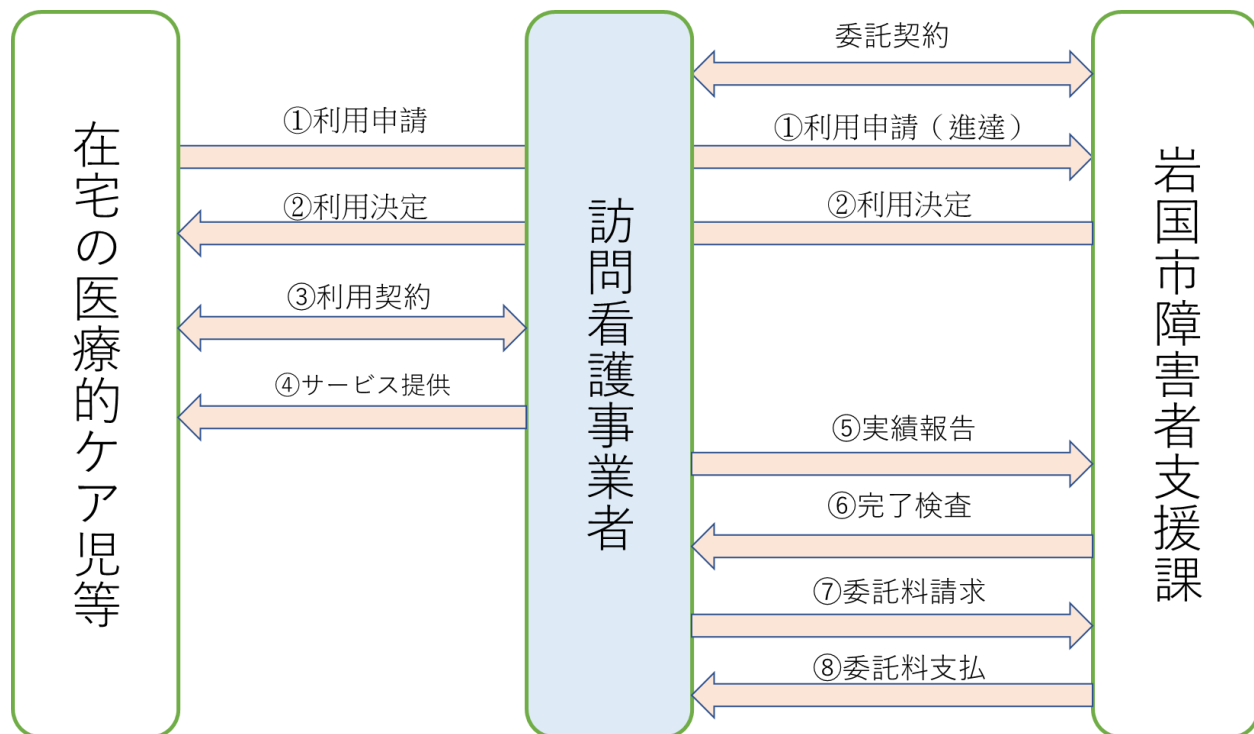


# 岩国市医療的ケア児等在宅レスパイト事業について

「岩国市医療的ケア児等在宅レスパイト事業」による訪問看護サービスを提供する場合は、岩国市と同事業の業務委託契約を締結する必要があります。  
随時受け付けておりますので、障害者支援課までお問い合わせください。



## (1) 事業者の要件

- ◆健康保険法第88条第1項の規定に基づく指定訪問看護事業者
- ◆24時間対応体制を整備していること
- ◆指定年月日から1年以上経過していること

※委託契約は、指定訪問看護事業者（以下「事業者」という。）と締結します。

## (2) 契約から支払いまでの流れ

- ①事業者と岩国市で契約締結を行います。
- ②事業者は、本事業の対象となる方や利用を希望される方に、本事業の利用申請の案内を行います。
- ③事業者は、利用希望者から、岩国市医療的ケア児等在宅レスパイト事業利用申請書を受け取り、その他必要な書類を添えて、岩国市へ提出します。
- ④事業者に対し、岩国市医療的ケア児等在宅レスパイト事業利用決定（却下）通知書を送付しますので、利用希望者へ渡してください。
- ⑤利用決定した利用希望者と事業者で、本事業の利用契約を締結します。
- ⑥事業者が、本事業に基づくサービス提供後、岩国市へ報告及び委託料の請求を行います。
- ⑦岩国市から事業者へ、委託料の支払を行います。

裏面に続きます

### (3)契約時に必要な書類

- ①岩国市医療的ケア児在宅レスパイト事業委託契約締結申請書
- ②訪問看護事業者の指定決定通知書の写し
- ③職員配置名簿（任意様式）
- ④訪問看護事業所の運営規定
- ⑤24時間対応体制を整備しているものが分かるもの

### (4)利用者へのサービス提供について

#### 【算定対象について】

- ◆健康保険法の適用時間を超える在宅での訪問看護を実施します。
- ◆健康保険法の適用外である自宅外での訪問看護も対象です。
- ◆夜間など緊急時に限り、健康保険法の適用を受けずに実施することも可能です。

#### 【提供時間】

- ◆サービスの提供時間の算定は、1時間単位とします。（30分未満切り捨て、30分以上切り上げ）
- ◆本事業のサービス提供時間は、看護を伴う支援を開始した時間から起算します。

#### 【上限時間】

- ◆医療的ケア児等1人につき、1年度あたり48時間を上限に本事業に基づく訪問看護を実施します。
- ◆複数の事業者を利用する場合は、複数の事業者の提供時間を合算して、医療的ケア児等1人につき、1年度あたり48時間を超えないように時間数の管理が必要です。
- ◆時間数の管理は、利用決定通知書に記載のある事業者が、管理を行ってください。

### (5)実績報告の提出及び費用の請求方法

- ◆サービスを提供した翌月の15日までに岩国市へ請求書及び実績報告書を提出します。
- ◆実績報告の検査完了後、事業者に委託料の支払を行います。

### (6)提出書類の入手先

- ◆事業に必要な各書類は、岩国市ホームページから入手し使用してください。

右の二次元コードからページにアクセスできます。



### 問い合わせ先

〒740-8585 岩国市今津町1丁目14番51号  
岩国市役所 福祉部 障害者支援課  
TEL：0827-29-2522 FAX：0827-22-2814  
メールアドレス：shou-shien@city.iwakuni.lg.jp